

名古屋市マンションの再生等の円滑化に関する法律の施行に係る要綱

(目的)

第1条 この要綱は、マンションの再生等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号。以下「法」という。)、マンションの再生等の円滑化に関する法律施行令(平成14年政令第367号。以下「政令」という。)、マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則(平成14年国土交通省令第116号。以下「省令」という。)及び名古屋市建築基準法等施行細則(平成12年名古屋市規則第85号。以下「施行細則」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、次項に定めるもののほか、法、政令、省令及び施行細則の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震判定委員会等 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録された耐震判定委員会及び同委員会と同等であると市長が認める委員会等をいう。
- (2) 耐震診断資格者等 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成7年建設省令第28号)第5条第1項に規定する者をいう。

(除却の必要性の認定申請に係る添付書類)

第3条 施行細則第39条第1項及び第3項に基づく書類は、次に掲げるとおりとする。

法第163条の56第2項第1号に該当するものとして同項の認定を受けようとするマンションについて同条第1項の認定の申請をしようとする者は、木造のマンション又は木造と木造以外の構造とを併用するマンションについては省令別記様式第25の7の除却の必要性に係る認定申請書の正本及び副本並びに省令別記様式第25の8の正本及び副本に、木造の構造部分を有しないマンションについては省令別記様式第25の7の除却の必要性に係る認定申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書を添えて、これらを市長に提出するものとする。

- (1) 省令第76条の25第1項第1号に掲げる書類
- (2) 耐震判定委員会等が耐震診断の結果が法第163条の56第2項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを証する書類
- (3) 当該マンションの付近見取図、配置図及び各階平面図
- (4) 外観写真
- (5) 耐震診断を行った者が耐震診断資格者等であることを証する書類。ただし、耐震診断が平成25年11月25日以降に行われた場合に限る。
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 法第163条の56第2項第2号から第5号までのいずれかに該当するものとして同項の認定を受けようとするマンションについて同条第1項の認定の申請をしようとする者は、省令別記様式第25の7の除却の必要性に係る認定申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書を添えて、これらを市長に提出するものとする。

- (1) 前項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる書類

- (2) 当該マンションが法第 163 条の 56 第 2 項第 2 号若しくは第 5 号の国土交通大臣が定める基準に適合していないこと又は同項第 3 号若しくは第 4 号の国土交通大臣が定める基準に該当することを証する書類
- (3) 除却の必要性に係る認定に関する基準等を定める告示（令和 3 年国土交通省告示第 1522 号）第 2 から第 5 までに規定する調査を行った者が、当該調査を行うこととされている者であることを証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

（除却の必要性の認定申請に係る追加説明）

第 4 条 市長は、前条に基づき提出される図書により、要除却認定の基準に適合していることを判断できない場合は、申請者に追加の説明等を求めることができる。

（認定申請の取下げ）

第 5 条 申請者は、要除却認定を受ける前に当該認定の申請を取り下げようとする場合は、認定申請取下届（様式第 1 号）を市長に提出するものとする。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 5 年 1 月 30 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 8 年 10 月 9 日から施行する。